

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和5年5月8日

2. 回答を行った年月日  
令和5年6月9日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

##### 1 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

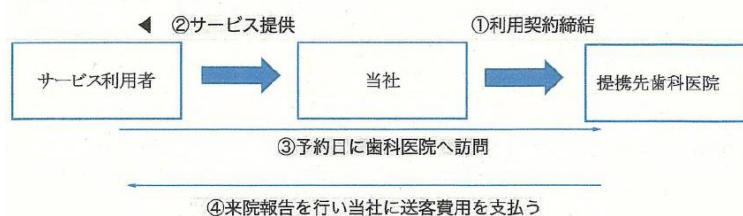
サービス利用者：歯科医院の紹介をうける患者

##### 2 事業概要

〈事業の流れ：顧客に対し〉

- 1 提携先歯科医院と当社にて利用契約書を締結する。
- 2 利用者が初診相談(自費診療内)を希望した場合、提携先歯科医院に予約代行を行い、予約日を選定する。
- 3 予約当日に利用者が提携先歯科医院へ訪問し、初診相談を受診する。
- 4 歯科医院は当社に来院報告を行い、送客費用を支払う。

〈事業フロー図〉  
(サービス提供時)



(利用者) LINEアプリを使用し相談 →希望が合えば提携先歯科医院へ初診相談予約を行う

(顧客) 当社と利用契約締結後、当サービス利用者が来院され送客費用を当社へ支払う

〈歯科紹介サービス内容〉

- 1 希望の立地、費用、装置に応じて提携先クリニックをいくつか紹介する
- 2 提携先歯科医院へ予約代行を行う
- 3 歯科に関するコンテンツの配信を行う

##### 3 新事業を実施する場所

大阪、東京、名古屋、福岡の都心部中心にスタート、以後、エリアを拡大予定

#### 4. 確認の求めの内容

①歯科医師法第17条

②健康保険法第70条1項及び72条、そしてこれに基づく保険医療機関及び保険医療負担当規則第2条の4の2について

## 5. 確認の求めに対する回答の内容

### <①について>

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第17条に規定する「歯科医業」とは、当該行為を行うに当たり、歯科医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（歯科医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が歯科医業に当たるか否かについては、当該行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるところ、別添照会書においては具体的な照会事項が必ずしも明らかではないため、御照会については一概にお答えすることができない。

### <②について>

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号）第70条第1項及び第72条第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医が、療養の給付や健康保険の診療に当たる際の一定のルールを定めたものである。

お尋ねの自費診療による歯科矯正は、療養の給付として行われるものではないことから、療担規則第2条の4の2の禁止規定は適用されないものとする。

ただし、歯科矯正については、疾患に起因する咬合異常が認められる場合、3歯以上の永久歯萌出不全又は顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限り）に限り、保険給付の対象としているため、このような場合には、当該サービスの使用は療担規則に抵触しうるため、留意が必要。